

令和6年第4回士別市議会定例会会議録（第5号）

令和6年12月13日（金曜日）

午前10時00分開議

午前10時36分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 議案第 102号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 103号 士別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 104号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 105号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 106号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 107号 令和6年度士別市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第 108号 令和6年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 109号 令和6年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 110号 令和6年度士別市病院事業会計補正予算（第6号）
- 日程第 4 議案第 111号 令和6年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 97号 士別市地域福祉計画について（文教厚生常任委員長結果報告）
- 日程第 6 意見書案第 8号 臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書について
- 意見書案第 9号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書について

閉会宣告

出席議員（13名）

副議長	1番	村 上 緑 一 君	2番	石 川 陽 介 君
	3番	湊 祐 介 君	4番	中 山 義 隆 君
	5番	加 納 由美子 君	6番	奥 山 かおり 君
	7番	西 川 剛 君	8番	佐 藤 正 君

9番	真保誠君	10番	喜多武彦君
12番	大西陽君	13番	十河剛志君
議長 15番	山居忠彰君		

欠席議員（1名）

11番	谷守君
-----	-----

出席説明員

市長	渡辺英次君	副市長	法邑和浩君
総務部長	大橋雅民君	市民部長	丸徹也君
健康福祉部長	東川晃宏君	経済部長	坂本英樹君
建設環境部長	藪中晃宏君		

教育委員会 教育委員長	泉山浩幸君	教育委員会 学校教育課長	岡田詔彦君
----------------	-------	-----------------	-------

市立病院 副院長	中舘佳嗣君	経営管理部長	池田亨君
-------------	-------	--------	------

農業委員会 会長職務代理者	工藤修一君	農業委員会 農事務局長	林秀忠君
------------------	-------	----------------	------

監査委員	浅利知充君	監査委員 監査局長	四ツ辻秀和君
------	-------	--------------	--------

事務局出席者

議会事務局長	岡崎忠幸君	議会事務局 総務課長	須藤友章君
議会事務局 総務課主査	中井聖子君	議会事務局 総務課主任主事	清水健正君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（山居忠彰君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（岡崎忠幸君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。11番 谷 守議員から欠席の届出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告については、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第102号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第103号 士別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第104号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第105号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第106号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第107号 令和6年度士別市一般会計補正予算（第9号）

議案第108号 令和6年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第109号 令和6年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第110号 令和6年度士別市病院事業会計補正予算（第6号）

議案第111号 令和6年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）

2. 常任委員会から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

議案第97号 士別市地域福祉計画について

3. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第8号 臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書について

意見書案第9号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書について

以上報告する

令和6年12月13日

士別市議会議長 山居 忠彰

○議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第102号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第103号 士別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第104号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第105号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上4案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君）（登壇） ただいま議題となりました議案第102号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第105号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例までについては、本年の人事院勧告を踏まえた給与改定を行うため、関係条例の整備を行うものであり、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第102号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本条例は、一般職の任期付職員について、令和6年4月1日に遡及した給料表の改定、12月期期末手当を0.05か月分遡及して引き上げるほか、7年度以降は期末手当を年間1.9か月分に引き下げ、新たに勤勉手当を年間1.75か月分支給することとし、これらの年間支給割合を6月期と12月期にそれぞれ均等に割り振るよう、所要の改正を行うものです。

次に、議案第103号 士別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本条例は、会計年度任用職員の給与改定について、6年12月1日時点で在職する職員に限り6年4月1日に遡及して適用するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第104号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本条例は、一般職の職員について、6年4月1日に遡及した給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の年間支給割合をそれぞれ0.05か月分引き上げ、寒冷地手当の引上げ、配偶者の扶養手当廃止と子の扶養手当引上げを2年間で段階的に実施するほか、7年度から再任用職員に寒冷地手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

なお、期末手当、勤勉手当の引上げ方法として、本年度は12月期の手当をそれぞれ0.05か月分遡及して引き上げ、7年度以降は引上げ分の年間支給割合を6月期と12月期に均等に割り振るものです。

次に、議案第105号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本条例は、7年度から病院事業職員の配偶者に係る扶養手当を2年間で段階的に廃止するほか、再任用職員に寒冷地手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

なお、これらの改正による直接の影響額については、一般会計及び特別会計で約1億5,800万円、水道事業会計で約125万円、下水道事業会計で約172万円、病院事業会計で約6,443万円となりますが、中途退職などの不用額を勘案し、一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び病院事業会計は補正予算で、それ以外の会計については現行予算で対応するものです。

以上、関連条例について一括して概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛議員。

○7番（西川 剛君） ただいま提案のありました条例改正案について質問いたします。

提案説明の中で、今回のいわゆる人勧に伴う給与改正、補正額はその後提案がありますけれども、議案書を見ますと9,473万8,000円ということで確認をしておりますが、今提案説明の中では、今回の改正に伴う影響額が2億4,000万円を超える改正ということで提案を受けました。それで、昨日の一般質問の答弁で触れられておりました、この改正のいわゆる原資となるんでしょうか、現在、国の補正予算によって普通交付税の再算定が行われ、その中には地方公務員の給与改定分が措置をされるということで答弁をいただいております。現時点でその部分、額が分かれば教えていただきたいと思いますと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（山居忠彰君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） ただいまの交付税の関係の質問にお答えさせていただきます。

現時点で額が分かっているのかということでございますけれども、今回、基準財政需要額の項目の中に、臨時経済対策費、それと給与改定費が創設されるということが分かってはおりますけれども、この額については今段階ではちょっと分からないという状況でございます。この後、前回の例でいきますと、参院の予算が成立して約1週間後ぐらいには判明するのではないかなと思っていますところです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 措置はされる予定になっているが額は分からないということでありますので、額が分かりましたら、私も調べさせていただこうと思います。2億4,000万円の改定額を賄える部分なのかどうかということも含めて後ほど確認をさせていただこうと思います。

次に、今回の条例改正、前段の説明いただいている中で、人勧でいけば一時金の改定に伴って、特別職、あるいは私ども議員報酬も、特別職報酬等審議会にいわゆる一時金の0.1か月分の引上げについて意見を伺っていくんだということで説明いただいています、11月18日の委員会の中では、既に報道の中でもありますとおり、市の財政事情から、この案については了承

されず、現行維持ということになったということでございます。

市民意見としましては、同時に様々一般質問の中で取り上げさせていただいております事務事業の見直しでありますとか施設の統廃合ということで、厳しい財政事情があるという説明も聞けば、そのような意見かということで、私どもとしても受け止めるところではございます。

ただ、一般的には、特別職の一時金と、この人勸水準の扱いでいきますと、給与法の改正は特別職はありませんでしたけれども、一時金は同じ月数ということでありましたので、特別職は改定を図っておりませんけれども、今回提案をされています一般職の給与の考え方について、特別職と一般職は違うんだということを改めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） ただいま西川議員の質問に御答弁いたします。

一般職と特別職の違いは何なんだというお話であります。まず大前提として、職員給与は、西川議員御承知のとおり、地方公務員法第24条に基づいて、国あるいは他の地方公共団体、さらには民間の給与水準を基に人事院勧告されるということで、先ほど提案説明でもいたしました。が、今回も本年度の人事院勧告に基づいての給与改定ということの御提案でございました。

確かに土別市は財政事情が非常に厳しいということもございます。また、昨日までの一般質問でも多くの議員の皆さんに御示唆いただいた公共施設マネジメント、それから事業アセスのこともございます。確かに市民の皆さんには大きな御負担、それから御心配も今かけている状況でございますが、私が考える給与所得という部分につきましては、職員はもちろん市の職員であります。市の財政でいうと経費という位置づけにはなりますが、一生活者でもございます。当然民間と一緒に給与所得をいただいて、それで生計を立てるといった意味でも、今回の物価上昇に伴わない賃金上昇であります。しっかりとそこは水準に合わせて、正しく給与所得に反映させることが一消費者としても市内経済にも大きな寄与をしてくれるものと思っております。

我々理事者、私、副市長、それから教育長につきましては、個人の思いはどうか、やはり審議会において上げるべきではないということを真摯に受け止めた結果でありまして、それに対してどうこう思うものではありませんが、職員に対しては、先ほど申し上げたとおり、一生活者でもありますので、しっかりとそれは市民の皆さんにも理解いただきたいというところでございます。

令和3年、4年に独自削減ということで、職員の給与所得を3%、5%と下げました。これも私、当時議員のときには反対をした立場でありますし、あくまでも市の収支だけに限らず、一生活者、それから市内経済を考えたときには、しっかりと支給するものは支給するというのが私の考えでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 考えを改めてお聞きしました。ありがとうございます。

それで、今おっしゃられた部分でいきますと、この給与改定は職員に対するものでありますが、やはり賃金上昇の流れというか影響を地域にも波及させなきゃいけないとも思います。民間の賃金アップがされまして、それを基に国の給与の検査、人事院勧告がされまして、国の給与法改正、国家公務員は上がると、それで今ありましたとおり水準が施行法の24条ということでありましたけれども、今回、地方公務員である土別市職員もこの水準を合わせてということでもあります。

しからば、この職員の賃金アップをこの地域にということでもありますけれども、いかにせん市内の事業所の状況でいきますと、今年の10月、最低賃金が50円引上げになりました。960円から1,010円です。そのアップも何とかやっということのが実情でありまして、今回の給与法の改正条例のいわゆる行政1級を見ますと、平均はおおよそ3%の改正であります、いわゆる若い方の給与を引き上げるということで12%、約10%を超えるような改正にもなっています。そういった部分はなかなか市内の民間事業所においてはまねすることができないというのは正直なところでもありますけれども、しからば、市としては、市が関与できます公共事業、委託費、指定管理料、あるいは補助金などにおいて、こういったいわゆる人件費がその積算の中に盛り込まれているものについては、今回の改正状況をしっかりとつなげていくことが必要じゃないかと思っております、その部分、今回の改正水準以降、今申し上げた部分、どのように影響させていけるのか、あるいはその改正に影響させる時期について、お考えがあればお知らせいただければと思います。

○議長（山居忠彰君） 佐藤課長。

○財政課長（佐藤寛之君） お答えをさせていただきます。

まず、予算編成なのでこれからになりますけれども、今年に限ったものではありませんけれども、例年物価上昇分ですとか人件費の上昇分だとかは当然加味しながら予算を編成しているところです。

委託料等につきましても、見積りをいただけるものについてはいただきながら、一定の水準で予算措置をして、プラス物価上昇分等を見込んで、プラスアルファで予算を組むという格好になりますので、委託料、実際の契約の段階ではちょっと分かりませんが、予算上では一定程度上積みをして予算措置をしています。これは今年に限ったものでもなくて、毎年そういうような対応をさせていただいております。

指定管理料、補助金についても、考え方は同じです。ある程度、指定管理料の算定についても、これは指定管理者側と両者協議の上、指定管理料を算出しておりますけれども、当然ですけれども、人件費のアップ分はもちろん見ておりますし、物価上昇分も加味して指定管理料が算定されているという中身になります。

それと、あと工事の関係でいきます。それは、道の単価なり、そういったものが反映されてくるのは当然そうなんですけれども、予算上でいけば、それにもプラスアルファを見ながら予算措置をしているという状況であります。

ですので、例年と特段変わって、多く余幅を見ながらやっているという状況ではありませんけれども、例年どおり必要な範囲で予算措置をしていくという考えでございます。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 当然どの額だということはないとは思いますが、例年の取組ということでお示しいただきました。

昨年の人事院勧告でいくと1.1%ぐらいだったと思うのです。今年は約3%ということで、先ほどいろいろ物価上昇分、物価上昇分ということの説明ありますけれども、やはりこの間、市でも地域の公共調達という、そういった委員会等の中でも、公共調達に関わる物件費や人件費をどの水準に持っていくかという検討をされている経過もあると思いますので、ぜひその部分は来年度予算になろうかなと思いますけれども、入れていただきたい。その部分をこの後の予算協議の中で確認もさせていただければなと思っていますんですが、一応物件費、物件費ということだったんですけれども、例年取組で、細かくて申し訳ありませんけれども、人件費の上昇分についても加味をされているということなんでしょうか、改めてその部分を確認させてください。

○議長（山居忠彰君） 佐藤課長。

○財政課長（佐藤寛之君） 物件費に限らず、人件費もそうですけれども、それも含めて、当然相場がありますので、ある程度それに準じる形で予算措置をしていくと考えてございます。

以上です。

○議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号から議案第105号までの4案件は、原案のとおり可決されました。

○議長（山居忠彰君） 次に、日程第2、議案第106号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。池田経営管理部長。

○経営管理部長（池田 亨君）（登壇） ただいま議題となりました議案第106号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本年の人事院勧告において、国家公務員の期末勤勉手当の支給割合を年間4.5か月分から0.1か月分を引き上げ4.6か月分とし、また、寒冷地手当においても引上げ勧告がなされたことか

ら、病院事業管理者の期末手当及び寒冷地手当について所要の改正を行うものです。

なお、期末手当の引上げの方法として、本年度は12月期の手当を0.1か月分遡及して引き上げ、令和7年度以降は年間支給割合を6月期と12月期に均等に割り振るものであり、寒冷地手当においては令和6年度から引き上げるものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

○議長（山居忠彰君） 次に、日程第3、議案第107号 令和6年度士別市一般会計補正予算（第9号）、議案第108号 令和6年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第109号 令和6年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第110号 令和6年度士別市病院事業会計補正予算（第6号）、以上4案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいま議題となりました議案第107号 令和6年度士別市一般会計補正予算（第9号）から議案第110号 令和6年度士別市病院事業会計補正予算（第6号）について、関連がありますので一括して概要を御説明申し上げます。

本補正は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う職員人件費の増額など、当面の予算措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について御説明申し上げます。

初めに、一般会計についてです。

人事院勧告に準じた給与改定に伴う一般職員や会計年度任用職員の報酬や給料などの増額分として、放課後等デイサービスセンター運営事業費や職員給与費など27事業、4,770万円を追加計上しました。

なお、このうち経営所得安定対策推進事業費については、全道的に補助申請が増加したことに伴い、道の補助金交付額が見込みを下回ったことから、財源振替するものです。

また、これらに要する財源については、国庫支出金の特定財源のほか、財政調整基金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

次に、繰越明許費の補正についてです。

衛生費のし尿処理施設整備事業費について、事業の実施時期との関連から予算を繰り越して実施するため、所要の措置を講ずるものです。

次に、国民健康保険事業特別会計についてです。

一般会計と同様に、給与改定に伴う職員人件費の増額により、医療費適正化特別対策事業費に14万9,000円を追加計上しました。

なお、これに要する財源については、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図った次第です。

次に、介護保険事業特別会計についてです。

一般会計と同様に、給与改定に伴う職員人件費の増額により、介護認定審査事業費ほか2事業に277万5,000円を追加計上しました。

このほか、介護給付費準備基金積立金では、積立利率の上昇に伴い、予算に不足が生じることから20万3,000円を追加計上しました。

なお、これらに要する財源については、国庫支出金や支払準備基金繰入金などの特定財源のほか、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図った次第です。

次に、病院事業会計についてです。

他会計と同様に、給与改定に伴う職員人件費の増額と医療技術職の中途採用などがあったことにより、給与費5,141万円を追加計上しました。

なお、これに要する財源については、入院収益等で対応を図った次第です。

次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正については、給与費の増額に対応するため、所要の措置を講ずるものです。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号から議案第110号までの4案件は、原案のとおり可決されました。

○議長（山居忠彰君） 次に、日程第4、議案第111号 令和6年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。藪中建設環境部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君）（登壇） ただいま議題となりました議案第111号 令和6年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

本補正は、水道料金システム改修について、令和7年度の事業完了に向けて事前にプロポーザル方式による事業者の選定を行うため、債務負担行為の追加措置を講ずるものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

○議長（山居忠彰君） 次に、日程第5、議案第97号 士別市地域福祉計画についてを議題に供します。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。佐藤 正委員長。

○文教厚生常任委員長（佐藤 正君）（登壇） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第97号 士別市地域福祉計画について、委員会の審査経過及び結果を報告いたします。

本案件が付託されて以降、11月29日、12月4日、9日の3回、委員会を招集して審査を行いました。

第5期士別市地域福祉計画は、北海道地域福祉支援計画との整合を図り、令和7年度から12年度までの6年計画となっています。この計画策定の趣旨は地域共生社会の実現を目指すことで、前期計画の趣旨と共通するものであることから、基本理念を引き継ぎ、社会福祉法第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項が定められています。

また、今期計画には、ケアラー・ヤングケアラーを支援するための取組、孤独・孤立対策の推進、困難な問題を抱える女性の支援などの時代に合わせた問題への対策も新規で盛り込まれたものとなっております。

委員からは、アンケートの回答が計画に生かされているか、新規として盛り込まれた施策についての取組内容の記載は十分かなどについて質疑が行われ、説明員より答弁をいただく中で、慎重に審査を行いました。

審査結果につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、自由討議の結果、附帯意見として、新規施策として盛り込まれたケアラー・ヤングケアラーを支援するための取組、孤独・孤立対策の推進及び困難な問題を抱える女性への支援について、事業の具体的な取組や相談先を明らかにし、市民に対し丁寧な周知、説明に努めることを求めます。

以上で報告を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山居忠彰君） 次に、日程第6、意見書案第8号 臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書について、意見書案第9号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書について、以上2案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号及び意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

令和6年第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時36分閉会）

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月13日

士別市議会議長 山 居 忠 彰

士別市議会副議長 村 上 緑 一

署 名 議 員 石 川 陽 介

〃 湊 祐 介

〃 中 山 義 隆